

神戸市外国語大学図書館規則

2023年4月1日

規則第64号

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市外国語大学学則（2007年学則第1号）第8条第2項に基づき、神戸市外国語大学（以下「本学」という。）図書館（以下「図書館」という。）について、基本的事項を定める。

(目的)

第2条 図書館は、本学に必要な学術情報メディアと関連環境を整備し、本学構成員（本学の職員及び学生をいう。）等に提供することにより、本学における教育・研究を支援するとともに、地域の教育・文化の向上に貢献することを目的とする。

(組織及び運営)

第3条 図書館長は、図書館の事務を掌理し事務職員を指揮監督する。

第4条 図書館に関する重要事項は図書館部会で審議する。

(利用)

第5条 図書館の利用については、別に定める。

(受贈・受託資料)

第6条 図書館は、資料の寄贈を受け、又は資料を受託することができる。

附 則

- 1 この規則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 神戸市外国語大学図書館規程（2007年4月規程第103号）は、廃止する。